

磐田市学校給食費等管理システム導入・運用保守業務委託募集要領

(公募型プロポーザル)

1 業務名

磐田市学校給食費等管理システム導入・運用保守業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

現在、本市の学校給食費及び学校徴収金は、各学校が徴収している。これを令和8年4月から、本市教育委員会が学校給食費等管理システムの運用・管理を行い、学校給食費と学校徴収金の徴収を実施することで、保護者の利便性の向上、学校現場の教職員の業務負担を軽減及び確実な事務の遂行と迅速化、効率化を図るものである。

今般、その目的を達成し、学校給食の喫食管理や学校給食費・学校徴収金の徴収に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「磐田市学校給食費等管理システム導入・運用保守業務仕様書」のとおり

(3) 提案事業規模（消費税等を含む）

区分		上限価格
磐田市学校給食費等管理システム導入費（初期構築費）		13,530,000 円
磐田市学校給食費等管理システム運用保守費（5年間）		38,280,000 円
（運用保守内訳）	令和8年度	7,656,000 円
	令和9年度	7,656,000 円
	令和10年度	7,656,000 円
	令和11年度	7,656,000 円
	令和12年度	7,656,000 円

この金額は、事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。導入、設置、設定及び保守等、原則として本業務に関する全ての費用を含むこと。また、提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。上限価格を超える額で提案を行った提案事業者は失格とする。

(4) 契約期間

システム導入業務 契約締結日から令和8年3月31日まで

運用保守業務 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 履行場所

磐田市教育委員会教育部学校給食課が指定する場所

3 応募資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。（令和 7 年 4 月 18 日現在）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和 7・8 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿（71 事務委託）に登録されている者または申請中であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 応募者またはシステム開発者が、プライバシーマークに適合したマネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証を受けていること、または、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する認証資格（JISQ27001 または ISO/IEC27001）を取得しており、認証の中止または取り消しを受けていないこと。
- (7) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）において、地方公共団体における給食管理システム構築及び運用保守に関する業務について、応募者が直接受注した実績を 2 団体以上有する者であること。

4 スケジュール

No.	内容	実施日・受付開始日・期限等
1	公募開始 実施要項等の公表	令和 7 年 4 月 4 日（金）
2	参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時まで
3	参加資格決定通知	令和 7 年 4 月 23 日（水）
4	質問書提出期限	令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時まで
5	質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 13 日（火）
6	企画提案書の提出期限 辞退届の提出期限	令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時まで
7	書類審査結果通知（5 者以上の場合）	令和 7 年 5 月 28 日（水）
8	プレゼンテーション審査	令和 7 年 6 月 6 日（金）
9	選定結果通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）
10	システム導入契約締結・事業開始	令和 7 年 7 月中
11	システム導入業務完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）17時まで

イ 提出書類

- ・参加意思表明書（様式第1号）
- ・同種業務実績書（様式第2号）
- ・事業者概要書（様式第3号）
- ・ISMS認証またはプライバシーマークの認証を証明するもの

※システム開発者の証明を提出する場合は、応募者との関係性を示す書類も併せて提出すること

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 磐田市教育委員会教育部学校給食課

オ 提出方法 郵送、持参または電子メールにて提出。電子メールの場合は送信後、到着確認の電話連絡をすること。

カ 参加資格決定通知 令和7年4月23日（水）にメールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和7年4月25日（金）17時まで

イ 提出方法 質疑書（様式第4号）に記載し、磐田市教育委員会教育部学校給食課まで電子メールにより提出すること。メール件名は「磐田市学校給食費等管理システム導入・運用保守業務委託 質疑」と表記すること。電子メール送信後、到着確認の電話連絡をすること。

ウ 回答 参加者全者に対して、令和7年5月13日（火）にメールにより回答する。質問がなかった場合はその旨を回答する。質問内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断した場合は回答を行わないことがある。

(3) 参加辞退

参加申請後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を令和7年5月21日（水）17時までに郵送、持参または電子メールにて提出すること。なお、辞退したことによる今後の指名等への不利益は生じない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出物

- ・企画提案書（様式第6号） 1部
- ・企画提案書本編 正本1部 副本9部
- ・機能要件回答書（様式第7号） 1部 ※後日、電子メールでも送信
- ・実施体制予定表（様式第8号） 1部
- ・参考見積書（様式任意） 1部

- イ 受付期間 令和7年5月21日（水）17時まで
- ウ 提出場所 磐田市教育委員会教育部学校給食課
- エ 提出方法 持参または郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く9時から17時までの間に限る。郵送の場合は、到着確認ができる形式で提出すること。

オ 企画提案書本編作成要領

- ・表紙、目次をつけること。なお、表紙には「磐田市学校給食費等管理システム導入・運用保守に係る企画提案書」とし、提案事業者名及び提出日を記載すること。
- ・提案部分は、A4版（縦横は問わない）、横書き、左綴じ、両面印刷、ページ番号を付番すること。
- ・提案部分は、30ページ以内（両面印刷で15ページ以内）とし、簡潔・明瞭に記載すること。A3版を利用する場合は、A3版1枚をA4版2枚として計算すること。
- ・提出書類提出後の修正、差し替えまたは再提出は認めない。

カ 企画提案書必須記載項目

- ・本業務に対する提案事業者の実施方針
- ・提案のセールスポイント（他社システムとの比較）
- ・ネットワークを含むシステム全体図（データセンター含む）
- ・システムの機能（画面デザイン・操作性・帳票のデザイン等）
 - 学校給食費を算定・徴収するまでの一連の流れ
 - 学校徴収金を算定（入力）・徴収するまでの一連の流れ
 - 各種データの取り込み方法
 - 口座振込データ作成からシステムへの取り込みまでの一連の流れ
- ・制度改正に対する対応、拡張性、発展性
 - 制度改正（例：給食費無償化等）に対する考え方
 - 他システムとの連携の可能性。
 - 将来的な機能拡張（例：放課後児童クラブ利用料、eLTAXを通じた納付）の可能性
- ・サポート体制
 - システム導入後の運用、問い合わせ対応
 - 管理者・利用者向け研修会
 - 障害時対応
- ・構築体制
 - 導入スケジュール（作業工程）
 - 提案事業者と本市の役割分担及び作業内容
- ・セキュリティ対策
- ・次期システムへの対応
 - 次期システムへデータを移行する場合は、汎用的なデータ形式で全件分のデータを出力できることが可能である旨の内容

キ 機能要件回答書（様式第7号）作成要領

- ・要求事項に対するパッケージシステムの状況を「回答」欄に「対応可」、「代替案提案」、「対応不可」の別に入力すること
- ・カスタマイズや代替案により対応する機能については、必要となる費用を本事業に係る費用の総額に含めること。
- ・代替案を提案する場合は「備考」欄に概要を記入の上、必要に応じて任意様式により提案内容を説明すること。

ク 参考見積書（様式任意）

- ・「システム導入費（初期構築費）」と「システム運用保守費（5年間）」のそれぞれについて、税別の額と税込の額が分かるよう総額で記載すること。
- ・「システム導入費」については、カスタマイズ費用や代替案対応のための費用を含めること。
- ・「システム運用保守費」については、システム導入後の5年間（令和8年4月～令和13年3月）の費用が、月額費用として分かるように記載すること。
- ・参考見積書の税込金額が、「2 業務内容に関する事項」の「(3) 提案事業規模（消費税等を含む）」のいずれか一方でも超過した場合は失格となる。

6 選定に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定に係る審査は、事務局による書類審査（300点）とプレゼンテーション審査（700点）により行う。2つの審査の得点を合計したものを提案事業の評価点とし、最も高い評価点を獲得した提案者を本業務の受託候補者とする。

審査点数が同点の場合、書類審査は「機能要件」「業務全体」「業務実績」の順で得点の高い者を、書類審査とプレゼンテーション審査の合計では「システムの機能」「機能要件」「実施方針・セールスポイント」「構築体制」の順で得点の高い提案事業者を上位とする。

提案事業者が1者であった場合、評価点が総得点の6割以上を満たしている場合は、1者でも成立するものとする。

なお、事業提案者が5者以上あった場合には、一次審査として書類審査で4者を選定する。提案事業者が4者以下の場合は、参加事業者全員にプレゼンテーション審査を行う。

(2) 書類審査

事業提案者の提出書類を、事務局が下記の審査基準に基づき審査する。審査点数が同点の場合は、「機能要件」「業務実績」「費用積算根拠」の順で得点の高い者を上位とする。

事業提案者が5者以上であった場合には、書類審査の結果を令和7年5月28日（水）までに電子メールにより通知する。4者以下の場合には、通知は行わない。

審査項目	審査書類	審査内容	配点
業務実績	同種業務の施行実績	他自治体での同種の業務の受注実績及び内容	20
機能要件	機能要件回答書	機能が要求水準に達しているか 機能要件回答書（90 項目）について審査	270
費用積算根拠	参考見積書	費用積算根拠の妥当性	10
合計			300

(3) プレゼンテーション審査

- ア 審査日 令和7年6月6日（金） ※詳細な時間は後日通知する。
- イ 場 所 磐田市役所（磐田市国府台3番地1）西庁舎304・305会議室
- ウ 評価項目 下記の審査基準に基づき審査する

審査項目	審査内容	配点
実施方針 セールスポイント等	本業務の目的及び内容の理解 セールスポイント 説明員の説明、質問への対応	140
ネットワークを含むシステム全体図	システムネットワーク環境、端末利用環境、データセンターについて	70
システムの機能	画面デザイン・操作性・帳票のデザイン等、学校給食費及び学校徴収金を徴収するにあたっての機能を備えているか	245
拡張性、発展性 サポート体制	制度改正があった場合の対応。拡張性、発展性。システム導入後の問い合わせ対応、職員研修、障害時対応	140
構築体制	導入スケジュール（作業工程）、導入に向けた本市との役割分担	70
セキュリティ対策	システムのセキュリティ対策	35
合計		700

エ 留意事項

- ・ 1 者あたりの参加者は3名以内とする。
- ・ 1 者あたりの時間は、45分程度（準備10分、プレゼンテーション25分、質疑応答10分）とする。なお、プレゼンテーション時間の25分は厳守すること。
- ・ 資料をモニター（事業者発表用1台、審査委員4台）に表示させて説明すること。
- ・ プレゼンテーション審査内で、必要に応じてシステム画面を提示すること。実機持ち込みに際し、本市において準備すべき物品がある場合、事前協議を行なうこと。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

- ・机、いす、電源（延長コード）、モニター、HDMI ケーブルは本市が用意する。
- ・指定時間までに来庁できなかった場合、参加を辞退したものとする。なお、交通事情などのやむを得ない事由により、指定時間までに到達できない場合は、集合時間の10分前までに事務局へ電話連絡をすること。遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、実施時間を変更する。

(4) 受託候補者の通知について

- ア 審査結果通知日 令和7年6月13日（金）
- イ 通知方法 全提案事業者に対し、電子メールにより通知する。
- ウ 結果の公表 審査結果は磐田市ホームページで公表する。
- エ その他 プレゼンテーション等審査の参加者の点数及び順位について、開示請求があった場合は、他の提案事業者名が特定できない形での開示とする。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の事業提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の事業提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

7 契約に関する事項

(1) 受託候補者との契約交渉

審査の結果により、決定された受託候補者と仕様の調整および契約条件の交渉を行う。受託候補者との契約交渉が不調等のより契約締結に至らない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、受託候補者は契約書案を作成すること。

また、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(3) その他

本システムは、日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、契約にお

いて、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 25 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置または磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1
磐田市教育委員会教育部学校給食課
TEL 0538-37-4780
E メール : gakkokyusyoku@city.iwata.lg.jp